

29 循環 第 211 号
平成 29 年 5 月 9 日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛 知 県 境 部 長
(公 印 省 略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について (通知)

このことについて、平成 29 年 4 月 28 日付け環廃産発第 1704281 号で、環境省大臣
官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から、別添のとおり通知がありました。
つきましては、貴団体の各会員への周知について御配慮くださるようお願いいたし
ます。

担 当 資源循環推進課
産業廃棄物グループ
電 話 052-954-6235 (ダイヤルイン)
ファックス 052-953-7776
電子メール junkan@pref. aichi. lg. jp

